

令和元年（2019年）7月 北海道

1 目的

産業人材の育成を積極的に推進している中小企業等を表彰し、広く道民及び道内中小企業に周知することにより、民間主導の産業人材育成の取組を促進し、道内経済の活性化を図ることを目的としています。

2 表彰対象者の募集

(1) 対象

表彰の対象は、道内に主たる事業所を置く中小企業者等（※）であって、次の要件を満たすものとします。

※ 中小企業者等とは、中小企業者、中小企業団体、社会福祉法人、NPO法人とします。

①食品産業、観光産業、ものづくり産業、ソーシャルビジネス(社会的課題解決を図る事業)、福祉・介護分野において事業を営んでいること

なお、重点分野について不明な場合は事務局までお問い合わせください。

②労働者や次の時代の産業の担い手の人材育成について、他の模範となる取組を行っていること

(2) 表彰

産業支援機関等で構成する審査会において応募のあった取組を審査し、優れた取組について概ね3企業・団体を表彰します。

3 審査基準

(1) 人材育成の取組方針を明確にしていること

■審査項目

①人材育成の指針等が明確であること

②人材育成を推進するための人事評価制度が明確であること

③人材育成に関して、従業員との面接、目標の設定等を行っていること

(2) 能力開発制度、技術認定制度を有していること

■審査項目

①知識・技能向上のための研修制度（OJT・OFF-JT）を有していること

②研修等受講料の事業所負担や一時的な業務体制の変更など受講しやすい環境を整備していること

③独自の技術認定制度を有していること

(3) 「次の時代の産業の担い手」の育成に貢献していること

■審査項目

①高校生等のインターンシップの受け入れを行っていること

②小中学生等に対する職業観の醸成等を目的とした職場見学等の受入を行っていること

※ (1)～(3)の1つ以上に該当し、審査項目についても1つ以上該当することが必要です。

4 応募方法

(1) 応募書類の作成

様式1に必要事項を記入してください。

(2) 応募者

応募は、中小企業者等又は中小企業者等を推薦団体などが行なってください。

※ 事務局では、応募の内容について中小企業者等又は推薦団体に対して、書類内容の確認や質問などを行うことがあります。適切に対応されない場合や、連絡が取れない場合には、審査対象から除外されることがあります。

(3) 欠格事由等

次に該当する方は、応募ができません。

- ① 破産者
- ② 刑事事件に関して、現に起訴されている者
- ③ 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わった日から10年を経過しない者
- ④ 罰金刑に処せられ、その執行が終わった日から5年を経過しない者
- ⑤ 執行猶予つきの刑では、当該執行猶予期間を経過しない者
- ⑥ 同一の事績により国の表彰等を受けた者
- ⑦ その他表彰することが適当でないと認められる者

(4) 応募期間・問い合わせ

① 応募期間

令和元年（2019年）7月8日（月）～8月30日（金）＜必着＞

別紙様式1（応募用紙）及び資料を電子メールで事務局までご提出ください。

② 問い合わせ先

北海道経済部労働政策局人材育成課産業人材グループ

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-204-5098 FAX 011-232-1044

e-mail keizai.jinzai1@pref.hokkaido.lg.jp

(5) 個人情報等に関する取り扱い

応募に際し提出頂いたすべての情報は、審査以外の目的で使用することはありません。

5 受賞者の発表・表彰式

(1) 受賞者の発表

受賞者の発表は、令和元年（2019年）11月を予定しています。受賞者を決定した時は、受賞者の名称、所在地、事業概要、表彰の対象となった人材育成の取組等について公表する予定です。

(2) 表彰式

受賞者に対して表彰式を行います。表彰式の詳細については、追って受賞者に連絡します。

(3) 受賞後の広報

受賞者には、広報、PR活動等へのご協力をお願いすることがあります。